



2025年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、2025年12月23日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年12月23日から2026年1月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年1月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

当社が2025年5月21日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（その後の変更及び訂正を含み、総称して以下「2025年5月21日付 YAGEO 意見留保プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、当社をYAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）が設立した中間持株会社であるYAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」とい、YAGEO及びYAGEO Electronics Japanを含むYAGEOの子会社を総称して「YAGEO グループ」といいます。）の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「YAGEO取引」といいます。）の一環として、YAGEO Electronics Japanは、2025年5月9日から当社株式に対する公開買付け（以下「YAGEO公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

そして、当社が2025年10月21日付で公表した「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、YAGEO Electronics Japanは、YAGEO公開買付けの結果、YAGEO公開買付けの決済の開始日である2025年10月27日（月）をもって、当社株式13,314,084株（所有割合（注1）88.32%）を所有するに至っております。

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年8月8日に公表した「2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数（15,559,730株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（484,411株）（ただし、同日現在において役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が所有する当社株式169,050株を含みます。以下同じです。）を控除した株式数（15,075,319株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

YAGEO 公開買付け及び本株式併合（以下に定義します。）を含む YAGEO 取引の目的及び背景の詳細は、2025 年 5 月 21 日付 YAGEO 意見留保プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち YAGEO Electronics Japan に関する記述は、YAGEO Electronics Japan から受けた説明に基づくものです。

当社は、2024 年 12 月 30 日に YAGEO より当社取締役会の賛同のもと、当社株式の全てを現金で友好的に買収する内容の提案（以下「YAGEO 提案」といいます。）が記載された法的拘束力を有しない意向表明書を受領し、その後、YAGEO は、2025 年 2 月 5 日に 2025 年 2 月 5 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「YAGEO 予告公表プレスリリース」といいます。）を公表しました。

その後、当社は、YAGEO 提案及び YAGEO 予告公表プレスリリースの内容について、慎重に検討してまいりました。

具体的には、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) YAGEO 取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、2025 年 1 月 6 日に、YAGEO、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任しました。その後、当社は、2025 年 1 月 22 日に、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選任しました（なお、北浜法律事務所及び野村證券は株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）又は AP が指定する AP のグループ会社（以下、AP と総称して「AP グループ」といいます。）からも独立したアドバイザーです。）。

また、2025 年 2 月 11 日に、当社の取締役会決議により、YAGEO 取引及び当社の株主をミネベアミツミ及び AP グループのみとするための取引（以下「ミネベアミツミ取引」といいます。）を検討するにあたって、当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客觀性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ及びミネベアミツミ取引の一環としてミネベアミツミが 2025 年 5 月 2 日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）において応募契約を締結した株主（以下「本応募合意株主」といいます。）との間に重要な利害関係を有しない、阿部功氏（当社独立社外取締役）、片岡麻紀氏（当社独立社外監査役）及び社外有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）の 3 名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、当社は、機動的な委員会運営等の観点から、一部の社外役員については、委員に選任せぬ、外部有識者である柴田堅太郎氏については、弁護士としての専門的知見、他社の社外取締役としての豊富な経験・知見、及び同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有していることから、当社は、同氏を委員として選任しました。なお、本特別委員会の委員長は、委員間の互選により阿部功氏が選任されており、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬又は稼働時間に時間単価を乗じて算出するもののいずれかとされており、YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

さらに、当社は、2025 年 2 月 11 日に、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、取締役会は当該取引条件による取引に賛同しないものとすることを決議し、本特別委員会に対し、(a) 当社取締役会が YAGEO 公開買付けに対してどのような意見を表明すべきか、(b) YAGEO 取引が当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、(c) 対抗提案が対抗提案者よりなされた場合において、当社取締役会が当該対抗提案に対してどのような意見を表明すべきか、及び当該対抗提案が当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下、総称して

「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点について答申書(以下「2025年4月10日付答申書」といいます。)を当社取締役会に提出することを嘱託いたしました。また、併せて、当社は、本特別委員会に対し、(a)当社の費用負担の下、YAGEO公開買付け及び対抗提案に係る調査(当社の役員若しくは従業員又は財務アドバイザー、第三者評価機関、法務アドバイザー等の外部専門家(以下「アドバイザー等」という。)に対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、検討及び判断に必要な情報について説明又は助言を求めるることを含む。)を行う権限、(b)当社がYAGEO又は対抗提案者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、YAGEO又は対抗提案者との協議又は交渉方針に関する指示又は要請を行うこと、及び、自らYAGEO又は対抗提案者との間で協議又は交渉を行うことを含む。)、並びに(c)適切な判断を確保するために、当社のアドバイザー等を指名・承認(事後承認を含む。)し、必要に応じて独自のアドバイザー等を選任する権限(なお、本特別委員会が独自のアドバイザー等を選任する場合の費用は当社が負担し、本特別委員会は、当社のアドバイザー等に対しても専門的助言を求めることができる。)を与えることを決議しております。

本特別委員会は、2025年2月14日より2025年4月9日までの間に合計19回開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行っております。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。また、本特別委員会は、当社が社内に構築したYAGEO取引及び対抗提案の検討体制(YAGEO取引及び対抗提案に係る検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。さらに、本特別委員会は、2025年2月25日開催の特別委員会において、独自のファイナンシャル・アドバイザーとして、山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)を選任し、独立性及び専門性に問題がないことを確認いたしました(なお、山田コンサルはAPグループからも独立したアドバイザーです。)。

その上で、本特別委員会は、当社から、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引の目的や意義、当社事業に対する影響等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引から想定されるシナジー・ディスシナジーの内容等を中心に質疑応答を行い、YAGEOから、YAGEO取引の目的及び背景、YAGEO取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、YAGEO取引から想定されるシナジーの内容等に関する質疑応答を行うとともに、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ取引の目的及び背景、ミネベアミツミ取引後の経営方針等についてインタビュー方式及び書面で説明を受け、ミネベアミツミ取引から想定されるシナジーの内容等を中心に質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、当社が作成した事業計画(以下「本事業計画」といいます。)について、当社からの内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しております。

さらに、本特別委員会は、野村證券及び山田コンサルから、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引の条件等の内容、協議・交渉の経緯及び当社の株式価値算定についての説明を受けるとともに、北浜法律事務所から、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引の手続面における公正性を担保するための措置並びにYAGEO取引及びミネベアミツミ取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。

本特別委員会は、当社から、当社とYAGEOとの間におけるYAGEO取引及び当社とミネベアミツミとの間ににおけるミネベアミツミ取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、ミネベアミツミ公開買付けの買付け等の価格(以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。)につき、2025年5

月 1 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含み、総称して以下「2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリース」といいます。) の「(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、ミネベアミツミからミネベアミツミ公開買付価格を 1 株当たり 4,500 円とする旨の提案を受けるに至るまで、本特別委員会がミネベアミツミからミネベアミツミ公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券及び山田コンサルから受けた財務的見地からの助言も踏まえてミネベアミツミに対する交渉方針を審議・検討する等、ミネベアミツミとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

そして、当社は、2025 年 4 月 10 日、本特別委員会から、(a) 当社取締役会は、ミネベアミツミ公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである。ミネベアミツミ公開買付けを含むミネベアミツミ取引は当社の少数株主にとって不利益なものではない、(b) YAGEO 公開買付けは、当社取締役会が賛同意見を表明し、応募推奨することを決議すべきミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるため、当社取締役会は、これに対して、反対の意見を表明するべきである、(c) YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引が当社の少数株主にとって不利益であるかについても、YAGEO 取引よりも少数株主にとって有利なミネベアミツミ取引が実施される以上、不利益であると判断せざるを得ない旨の 2025 年 4 月 10 日付答申書の提出を受けました(2025 年 4 月 10 日付答申書の概要については、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 2025 年 4 月 10 日付答申書の判断内容」をご参照ください。)。

以上より、当社は、2025 年 4 月 10 日開催の当社取締役会において、2025 年 4 月 10 日時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しました。また、YAGEO 公開買付けが開始された場合、YAGEO 公開買付けは、取締役会が賛同意見を表明し、応募推奨することを決議したミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるため、当社は、2025 年 4 月 10 日時点における当社の意見として、YAGEO 公開買付けに対して、反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いすることを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役 7 名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

2025 年 4 月 10 日時点におけるミネベアミツミ公開買付けに対する当社の意見の詳細については 2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースを、2025 年 4 月 10 日時点における YAGEO 公開買付けに対する当社の意見の詳細については、2025 年 4 月 10 日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ」をご参照ください。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 16 日に、ミネベアミツミに対して、2025 年 4 月 9 日の米国の追加関税措置の発効と相互関税の発表（以下「米国関税措置」といいます。）の 90 日間の一時停止措置によって、マクロ経済環境や本事業計画に対するマイナス影響がより不透明になったことを受け、ミネベアミツミ公開買付価格を、4,500 円を超える金額とするように再考いただきたい旨の要請書を送付いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 4 月 17 日に、ミネベアミツミから、米国関税措置の 90 日間の一時停止措置後に上乗せ税率が適用される可能性も十分あること等の理由から、公開買付価格を引き上げることは困難である旨の返答書を受領しました。

また、同日に、YAGEO から YAGEO 公開買付けの買付け等の価格（以下「YAGEO 公開買付価格」といいます。）を 4,300 円から 5,400 円に変更する旨の連絡を受領しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、2025

年4月18日に、ミネベアミツミに対して、ミネベアミツミ公開買付価格の再検討に係るミネベアミツミの意向を確認する内容のレターを送付いたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025年4月30日に、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ公開買付価格を5,500円とする連絡を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、ミネベアミツミ公開買付価格を5,500円とすることで応諾する旨の回答をいたしました。

また、当社は、2025年4月10日に、本特別委員会に対し、ミネベアミツミ公開買付け又はYAGEO公開買付けが開始される時点で、改めて、本特別委員会が2025年4月10日付で当社取締役会に対して提出した2025年4月10日付答申書の答申内容に変更がないかを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問（以下「追加諮問事項」といいます。）し、2025年4月16日から2025年4月30日までに開催された計6回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、2025年4月17日にAPグループに対し、当社への資本参画の目的及び関与方法について改めて質問し、ミネベアミツミから説明を受けている内容と相違ないことを確認し、さらに、当社からも、YAGEOから当社に対する2025年4月21日付公開書簡の内容をもってしても、YAGEO取引に係るシナジーについての当社の考えに変更がないことを確認いたしました。そして、2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2025年5月1日付で、当社の取締役会に対して、2025年4月10日付答申書の答申内容に変更がないことを内容とする答申書（以下「追加答申書」といいます。）を提出いたしました（追加答申書の概要については、2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iv) 追加答申書の判断内容」をご参照ください。）。

その上で、当社は、追加答申書の内容を最大限尊重しつつ、2025年4月17日から同月18日に実施した当社の従業員及び取引先に対するアンケート結果も踏まえて慎重に検討した結果、2025年5月1日時点においても、ミネベアミツミ取引の目的や当該目的を達成するための意義や必要性に変わりはなく、その他に2025年4月10日時点における当社のミネベアミツミ公開買付けに関する判断を変更すべき事情は特段見当たらないことから、2025年5月1日、取締役全員の一一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役7名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役3名（うち社外監査役2名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

2025年5月1日時点におけるミネベアミツミ公開買付けに対する当社の意見については、2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースをご参照ください。

その後、YAGEOが、2025年5月8日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しましたとおり、YAGEO公開買付けが2025年5月9日より開始しており、YAGEOはYAGEO公開買付価格を、5,400円から6,200円に引き上げました。

これを受け、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行

いました。

当社は、経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けてー」(以下「企業買収行動指針」といいます。)を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断するべきと考えているところ、ミネベアミツミ公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、ミネベアミツミ取引が、YAGEO 取引に比べて当社の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はないことを確認し、当社としては、2025年5月21日時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えております。

一方で、ミネベアミツミ公開買付価格5,500円が、YAGEO 公開買付価格6,200円を下回っていることから、当社及び本特別委員会は、ミネベアミツミに対して、2025年5月12日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025年5月16日に、ミネベアミツミから、YAGEO 公開買付けには我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外国為替及び外貨貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO 公開買付けの公開買付期間(以下「YAGEO 公開買付期間」といいます。)中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答がありました。

上記と並行して、当社は、2025年5月12日から2025年5月20日までに開催された計4回の特別委員会において、各委員に対して、ミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、慎重に協議及び検討を行いました。そして、本特別委員会は、慎重に検討した結果、YAGEO取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、2025年5月9日付でYAGEO Electronics Japanが提出した公開買付届出書(以下「YAGEO 公開買付届出書」といいます。)等の内容を踏まえ、当社とYAGEOグループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO取引に対する追加質問を行うこととしました。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年5月21日に、当社の取締役会に対して、2025年5月21日時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、2025年5月21日時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする追加答申書(以下「2025年5月21日付追加答申書」といいます。)を提出いたしました(2025年5月21日付追加答申書の概要については、2025年5月21日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更(賛同・応募中立)についてのお知らせ」の「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「2025年5月21日付追加答申書の判断内容」をご参照ください。)。

そして、当社は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、山田コン

サルから得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）（以下に定義します。）及び本特別委員会が山田コンサルから取得した本株式価値算定書（山田コンサル）（以下に定義します。）の内容並びに、本特別委員会から入手した2025年4月10日付答申書、追加答申書及び2025年5月21日付追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、慎重に協議・検討を行った結果、当社は2025年5月21日開催の取締役会において、2025年5月21日時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び2025年5月21日時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役7名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役3名（うち社外監査役2名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

2025年5月21日時点におけるミネベアミツミ公開買付けに対する当社の意見の詳細は、2025年5月21日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ」を、2025年5月21日時点におけるYAGEO公開買付けに対する当社の意見の詳細については、2025年5月21日付YAGEO意見留保プレスリリースをご参照ください。

その後、本特別委員会は、2025年6月3日時点において、2025年5月28日にYAGEO Electronics Japanが提出した対質問回答報告書及び2025年6月2日にYAGEO Electronics Japanが提出した公開買付届出書の訂正届出書の内容によれば、YAGEOが当社株式の取得に係る外為法の承認を取得する一定の見通しが立ちつつあると判断しうると考えられたことから、2025年6月3日に、ミネベアミツミに対して、ミネベアミツミ公開買付価格の再検討に係るミネベアミツミの意向を確認する内容のレターを送付いたしました。

当社は、YAGEOによる当社株式の取得に係る外為法の承認の取得状況及びミネベアミツミによるミネベアミツミ公開買付価格の再検討の意向を踏まえて、2025年4月10日付答申書、追加答申書及び2025年5月21日付追加答申書における本特別委員会の意見に変更がある場合には、その意見を踏まえ、改めてミネベアミツミ公開買付けに関する意見表明を行うことを予定しておりました。そして当社及び本特別委員会は、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断するべきと考えており、ミネベアミツミ取引及びYAGEO取引のいずれが、当社の企業価値の向上に資するか検討を続けてまいりました。

その後、2025年8月13日に、当社及び本特別委員会は、ミネベアミツミから、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付価格を6,200円に引き上げる意向である旨の連絡を受領しました。

上記と並行して、YAGEO Electronics Japanは公開買付届出書の訂正届出書を提出し、公開買付期間を延長しており、YAGEO Electronics Japanによれば、外為法の届出に係る待機期間中においても、YAGEO及び当社は対話及び情報交換を継続、促進させており、YAGEO及び当社は両者のシナジー及び将来のビジネス戦略についてオープン、かつ、より一層建設的なディスカッションを更に推進することを目的とし、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したとのことです。かかる面談における協議を経て、YAGEO及び当社は、相互の業務理解を深め、両者がシナジーをさらに探求するため、相互の製造拠点の訪問や、オペレーション能力及び戦略的連携に焦点を当てた対話を含む、新たな一連の会合を設定することを決定したことです。

そして、2025年8月14日に、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けについて、ミネベアミツミ公開買付価格をYAGEO公開買付価格と同額の6,200円とし、ミネベアミツミ公開買付けの公開買付期間（以下「ミネベアミツミ公開買付期間」といいます。）を2025年8月28日まで延長したことから（以下「本ミネベアミツミ買付条件変更」といいます。）、YAGEO Electronics Japanは、2025年8月18日付で、YAGEO公開買付期間を2025年8月28日まで延長し、YAGEO公開買付期間を合計78営業日とすることを決定したこと

とです。

当社は、2025年6月3日から2025年8月13日までに開催された計7回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有いたしました。そして、本特別委員会は、2025年8月14日に、当社の取締役会に対して、2025年8月14日時点においてもミネベアミツミ取引は当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であることに変更はなく、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であること、また、YAGEOが当社株式の取得に係る外為法の承認を未だ取得していないものの、ミネベアミツミ公開買付価格はYAGEO公開買付価格を上回っていない等の事情から、引き続き、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であるものの、2025年8月14日時点の情報に基づけば、YAGEOが当社株式の取得に係る外為法の承認の見込みが立っていない一方で、ミネベアミツミ公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、早期に現金化を希望するためミネベアミツミ公開買付けに応募する株主の判断は合理性が認められると考えられる旨、及び、2025年8月14日時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする追加答申書（以下「2025年8月14日付追加答申書」といいます。）を提出いたしました（2025年8月14日付追加答申書の概要については、2025年8月14日付「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」の「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(vi) 2025年8月14日付追加答申書の判断内容」をご参照ください。）。

そして、当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における当社の意見として、引き続き、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役7名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役3名（うち社外監査役2名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

2025年8月14日時点におけるミネベアミツミ公開買付けに対する当社の意見の詳細は、2025年8月14日付「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

その後、2025年8月21日、YAGEO Electronics Japanは、①本ミネベアミツミ買付条件変更、②当社が2025年8月14日付で公表した「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、当社の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在においてYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、③前記のとおり、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に当社のマネジメントチームがYAGEOの高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに④市況状況等を総合的に勘案し、YAGEO公開買付価格を6,200円から6,635円に変更することとし、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月4日まで延長することを決定したことです。

2025年8月23日、YAGEO Electronics Japanは、当社株式の市場株価その他市況状況等を総合的に勘案し、YAGEO公開買付価格を6,635円から7,130円に変更することとし、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月25日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月8日まで延長することを決定したことです。

また、YAGEO Electronics Japanによれば、2025年8月27日、YAGEO Electronics Japanが外為法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、YAGEO Electronics Japanと関連当局との協議が整ったとのことです。YAGEO Electronics Japanは、関連当局から提示された条件を前提としたYAGEO公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外為法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出（以下「第三対内直接投資届出」といいます。）を行い、同日付で受理されたとのことです。これに伴い、YAGEO Electronics Japanは、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月10日まで延長したとのことです。

その後、第三対内直接投資届出に関し、2025年9月2日付で法定の待機期間が短縮され、2025年9月3日よりYAGEO Electronics Japanによる当社株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長したとのことです。

当社としても、2025年5月21日以降、継続して、YAGEO公開買付け及びYAGEO取引が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するか、慎重に検討を行ってまいりました。具体的には、当社は、2025年6月18日にYAGEOと東京で面談を行い、2025年7月17日から2025年7月18日にかけて、YAGEOとYAGEOの台湾のオフィスで面談を行い、2025年8月19日から2025年8月20日にかけて、YAGEOの台湾の高雄の工場見学を行いました。また、YAGEOは、2025年9月4日に当社のタイの工場見学を行い、相互の事業理解を深めました。

その結果、当社は、2025年4月10日付「YAGEO Electronics Japan合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ」及び2025年5月21日付YAGEO意見留保プレスリリースで公表いたしましたとおり、当該時点では、当社は、YAGEO取引によるシナジーは限定的であるという見解でしたが、面談や相互の工場見学を通じて、YAGEO公開買付け及びYAGEO取引が、以下のとおり当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

(1) YAGEOの持つ営業販売網を活用した、特に欧米及び中国における当社のマーケティング強化

当社は、当社のカスタム製品の販売には、当社製品や技術に十分知見を持った当社の担当者が顧客と協働することが重要であること、YAGEOと当社の顧客には一部重複があると思われること、YAGEOと当社の顧客窓口はその製品の特性の違いから異なることが想定されること等から、YAGEOの営業販売網を活用して欧米市場の開拓を加速することは難しいと認識しておりましたが、YAGEOとの面談を通じて、欧米、そして中国において、YAGEOが広範な販売ネットワークを有しております、それらの顧客に対してカスタム製品の提供を含むトータルソリューションを提供していることについて、具体的な顧客情報の共有を受けた上で、理解を深めた結果、YAGEOの製品ポートフォリオに当社の製品を組み込むことによって、YAGEOの顧客基盤を活用して、更なるマーケティング強化が実現できると考えております。

(2) YAGEOの有する小型化技術や大量生産技術を活用した新しい製品開発やYAGEOの有する基盤技術を当社の生産技術に活用してセンサー化すること等による当社の製品ポートフォリオの拡大

当社と YAGEO の取り扱う製品の特徴として、当社製品がカスタム品であり機械製品に組み込まれて使用されることが多いのに対し、YAGEO 製品は汎用品であり電気回路に使用されることが多いため、技術面でのシナジーについても限定的であると認識しておりましたが、YAGEO の工場見学を通じて、YAGEO の小型化技術や大量生産技術を実際に確認し、理解を深めた結果、電気回路に使用される小型で大量生産が必要なタイプのサーミスターの製品開発の可能性や、YAGEO の基盤技術と当社の生産技術を組み合わせることで可能となる新しいセンサー製品の開発可能性を認識でき、製品ポートフォリオの拡大を実現できると考えております。

(3) YAGEO による設備投資支援を活用した機動的かつ大規模な製品生産の推進

YAGEO との面談や相互の工場見学を通じて、YAGEO は当社が必要とする設備投資について、柔軟にサポートする方針であることを再度確認しており、また、YAGEO が今まで経営統合を実施した子会社に対する設備投資支援とその実績に関して確認を行い、当社としても YAGEO の設備投資支援を活用することによって、当社のリソースに制限されず、製品生産をより機動的かつ大規模に推進することができるようになると考えております。

なお、当社が台湾企業の傘下になることの地政学的リスクや両者の企業文化の違いに起因し、従業員等の人材喪失リスクや取引先との従前の取引関係が維持されないリスク等を危惧しておりましたが、地政学的リスクの存在自体については否定できないものの、YAGEO はグローバルに製造拠点を有しており、また欧米の顧客と既に強固なネットワークを有していること、後述するように従業員の雇用維持や取引先との関係維持を含む合意書を YAGEO と締結できたこと等を総合的に勘案し、当該リスクは限定的であると考えております。

そして、当社は、2025 年 9 月 16 日付で、YAGEO 及び YAGEO Electronics Japan との間で、YAGEO 取引後の当社の事業運営方針等に関する合意書（以下「本 YAGEO 合意書」といいます。）を締結し、当社の企業価値の源泉となっている従業員、取引先等の各ステークホルダーとの関係を含め YAGEO 取引によりシナジーが実現できる体制構築が可能であることを確認しました。本 YAGEO 合意書の内容につきましては、2025 年 9 月 16 日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募推奨）についてのお知らせ」をご参照ください。

また、2025 年 9 月 16 日時点の YAGEO 公開買付価格である 1 株当たり 7,130 円は、YAGEO 予告公表プレスリリースが公表された 2025 年 2 月 5 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 3,135 円に対して 127.43%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,209 円に対して 122.19%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,247 円に対して 119.59%、同日までの過去 6 ヶ月間終値単純平均値 3,279 円に対して 117.44% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、「公正なM&A の在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降に公表の国内上場企業を対象とし、かつ、成立した非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例（公開買付者（特別関係者を含みます。）の議決権保有比率が一定以上である取引、MBO 取引等を除きます。）におけるプレミアムの実例 59 件（プレミアムの水準の中央値は、公表日の前営業日の終値が 47.92%、直近 1 ヶ月間が 53.47%、直近 3 ヶ月間が 55.45%、直近 6 ヶ月間が 54.65% です。）のプレミアム水準を大幅に上回るプレミアムが付されております。

また、当社は、2025 年 8 月 26 日から 2025 年 9 月 12 日までに開催された計 3 回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及び YAGEO 取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、YAGEO 取引の検討過程において当社及び YAGEO 間で実施した面談に複数

回同席と共に、2025年8月26日開催の特別委員会において、当社に対しインタビューを実施し、YAGEOとの面談やYAGEOとの相互の工場見学を踏まえたYAGEO取引の目的や意義、当社事業に対する影響等についての当社の考え方・意見について説明を受け、YAGEO取引から想定されるシナジー・ディスシナジーの内容等を中心に質疑応答を行いました。

そして、本特別委員会は、2025年9月16日に、当社の取締役会に対して、YAGEO公開買付けは、当社の企業価値向上に資すると考えられ、その取引条件も妥当であり、少数株主を含む当社株主の利益を図る観点から公正な手続も実施されており、本特別委員会は、当社はYAGEO公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対してYAGEO公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、YAGEO取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする追加答申書（以下「2025年9月16日付追加答申書」といいます。）を提出いたしました（2025年9月16日付追加答申書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) YAGEO取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「(iii) 判断内容」をご参照ください。）。

以上を踏まえ、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載の理由から、YAGEO公開買付価格である7,130円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、YAGEO公開買付けは当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

そして、当社は、2025年9月16日開催の取締役会において、YAGEO公開買付けに賛同の意見を表明するともに、当社の株主の皆様に対して、YAGEO公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会における決議の方法については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) YAGEO取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、上記のとおりYAGEO公開買付けが成立いたしましたが、YAGEO Electronics Japanは、YAGEO公開買付けにより当社株式の全て（但し、YAGEO Electronics Japanが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、2025年5月21日付YAGEO意見留保プレスリリースに記載のとおり、当社は、YAGEO Electronics Japanの要請を受け、当社の株主をYAGEO Electronics Japanのみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、下記「2. 本株式併合の要旨」の「(2) 本株式併合の内容」に記載のとおり、当社株式2,177,616株を1株に併合する株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

本株式併合により、YAGEO Electronics Japan以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 本株式併合の要旨

(1) 本株式併合の日程

臨時株主総会基準日公告日	2025年10月28日（火）
臨時株主総会基準日	2025年11月12日（水）

取締役会決議日	2025年12月1日(月)
臨時株主総会開催日	2025年12月23日(火)(予定)
整理銘柄指定日	2025年12月23日(火)(予定)
当社株式の売買最終日	2026年1月9日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年1月13日(火)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年1月15日(木)(予定)

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,177,616株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

15,243,311株(注1)

(注1) 減少する発行済株式総数は、当社が2025年8月8日に公表した当社決算短信に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数(15,559,730株)から、当社が、本日、取締役会において決議した、2026年1月14日時点で消却する予定の2025年11月12日現在当社が所有する自己株式数(316,412株、同日現在において役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が所有する当社株式169,050株を除きます。)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

15,243,318株(注2)

(注2) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2025年8月8日に公表した当社決算短信に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数(15,559,730株)から、当社が、本日、取締役会において決議した、2026年1月14日時点で消却する予定の2025年11月12日現在当社が所有する自己株式数(316,412株、同日現在において役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が所有する当社株式169,050株を除きます。)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、YAGEO Electronics Japan以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第

86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主をYAGEO Electronics Japanのみとする目的とするYAGEO取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2026年1月13日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数にYAGEO公開買付価格と同額である7,130円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

YAGEO Electronics Japan(公開買付者)

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

YAGEO Electronics Japanは、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含むYAGEO取引の実行に係る資金を、手元資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、YAGEO取引の実行手続において、YAGEO Electronics Japanが2025年8月25日に提出した公開買付届出書の訂正届出書及びそれに添付された出資証明書を確認することによって、YAGEO Electronics Japanにおける資金が確保されていることを確認しております。また、YAGEO Electronics Japanによれば、同日以降、1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、YAGEO Electronics Japanによる端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年1月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しえますが、当社は、裁判所の当該許可を得て、2026年2月中を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月14日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、YAGEO 公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、当社及び YAGEO Electronics Japan は、YAGEO Electronics Japan が YAGEO 取引を通じて当社を完全子会社とすることを企図していることを勘案し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、下記「(3) YAGEO 取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては上記「2. 本株式併合の要旨」の「(2) 本株式併合の内容」の「⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、株主の皆様の所有する当社株式の数に YAGEO 公開買付価格と同額である 7,130 円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付することを予定しております。

YAGEO 公開買付価格 (7,130 円) は、(ア) 本株式価値算定書 (野村證券) における野村證券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法 (基準日①) 及び市場株価平均法 (基準日②) による算定結果のレンジの上限、類似会社比較法による算定結果のレンジの上限、及びDCF 法による算定結果のレンジの上限をいずれも上回った水準であること、(イ) 本株式価値算定書 (山田コンサル) における山田コンサルによる当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価法 (基準日①) 及び市場株価法 (基準日②) による算定結果のレンジの上限、類似会社比較法による算定結果のレンジの上限、及びDCF 法による算定結果のレンジの上限をいずれも上回った水準であること、(ウ) YAGEO 予告公表プレスリリースが公表された 2025 年 2 月 5 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 3,135 円に対して 127.43%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,209 円に対して 122.19%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,247 円に対して 119.59%、同日までの過去 6 ヶ月間終値単純平均値 3,279 円に対して 117.44% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、「公正なM&A の在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降に公表の国内上場企業を対象とし、かつ、成立した非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例 (公開買付者 (特別関係者を含みます。) の議決権保有比率が一定以上である取引、MBO 取引等を除きます。) におけるプレミアムの実例 59 件 (プレミアムの水準の中央値は、公表日の前営業日の終値が 47.92%、直近 1 ヶ月間が 53.47%、直近 3 ヶ月間が 55.45%、直近 6 ヶ月間が 54.65% です。) のプレミアム水準を大幅に上回るプレミアムが付されていること、(エ) 下記「(3) YAGEO 取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、本特別委員会から取得した 2025 年 9 月 16 日付答申書においても、一定の合理性があり、相当な価格であると判断されていることを踏まえ、YAGEO 公開買付価格及び YAGEO 公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、YAGEO 公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は 2025 年 9 月 16 日開催の取締役会において、YAGEO 公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、YAGEO 公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。その後、本日、取締役会において本臨時株主総会の招集を決議するに至るまでに、YAGEO 取引に関する

当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、YAGEO Electronics Japan は、2025 年 5 月 9 日から 2025 年 10 月 20 日までを公開買付期間とする YAGEO 公開買付けを行い、その結果、2025 年 10 月 27 日（YAGEO 公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式 13,314,084 株（所有割合：88.32%）を所有するに至りました。

また、当社は、本日、取締役会において、2026 年 1 月 14 日付で当社の自己株式 316,412 株（2025 年 11 月 12 日現在の当社が所有する株式 485,462 株のうち、同日現在において役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託が所有する当社株式 169,050 株を除きます。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は 15,243,318 株となります。

（2）上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を YAGEO Electronics Japan のみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2025 年 12 月 23 日から 2026 年 1 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 1 月 13 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、YAGEO 取引に応じて当社が YAGEO Electronics Japan の完全子会社となることで、当社単独の経営体制を維持するよりも当社グループの存続と持続的な成長の実現可能性が高まると考えたことから、YAGEO 取引は当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) YAGEO 取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社は 2025 年 9 月 16 日付で、本特別委員会より YAGEO 取引は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨を内容とする 2025 年 9 月 16 日付答申書の提出を受けております。

（3）YAGEO 取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、YAGEO 公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、当社及び YAGEO Electronics Japan は、YAGEO Electronics Japan が YAGEO 取引を通じて当社を完全子会社とすることを企図していることを勘案し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、YAGEO Electronics Japan において実施した措置については、YAGEO Electronics Japan から受けた説明に基づくものです。

① YAGEO 公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

YAGEO Electronics Japan は、2025 年 2 月 5 日付で YAGEO 公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、YAGEO 公開買付けの開始までに 61 営業日が経過していることから、YAGEO Electronics Japan 以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。さらに、YAGEO Electronics Japan は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しているとのことです(なお、その後の YAGEO 公開買付けの条件変更に伴い、公開買付期間は最終的に 112 営業日に延長されているとのことです。)。このように、YAGEO 公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超える 91 営業日を確保することにより(なお、その後の YAGEO 公開買付けの条件変更に伴い、当該期間は最終的に 173 営業日に延長されているとのことです。)、当社の株主の皆様に YAGEO 公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えているとのことです。また、YAGEO Electronics Japan は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことです。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、YAGEO 公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は 2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 算定機関の名称並びに当社及びミネベアミツミとの関係」に記載のとおり、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ、本応募合意株主、及び当社から独立した第三者算定機関として、野村證券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 4 月 9 日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）を取得いたしました。

なお、当社及び YAGEO Electronics Japan において、YAGEO 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることを踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていることから、当社は、野村證券から YAGEO 公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、野村證券は、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ、本応募合意株主、及び当社の関連当事者には該当せず、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引及びミネベアミツミ公開買付けを含むミネベアミツミ取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引に係る野村證券に対する報酬には、YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行並びに YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

本株式価値算定書（野村證券）の概要については、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は 2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保する

ための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載のとおり、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ、本応募合意株主及び当社並びに YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、北浜法律事務所から YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引の諸手続並びに YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、北浜法律事務所は、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ、本応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、北浜法律事務所に対する報酬には YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会において、北浜法律事務所の独立性及び適格性に問題がないことを確認した上、当社のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり 2025 年 2 月 11 日に、当社の取締役会決議により、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引を検討するにあたって、当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客觀性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ及び本応募合意株主との間に重要な利害関係を有しない、阿部功氏（当社独立社外取締役）、片岡麻紀氏（当社独立社外監査役）及び社外有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）の 3 名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当社は、機動的な委員会運営等の観点から、一部の社外役員については、委員に選任せぬ、外部有識者である柴田堅太郎氏については、弁護士としての専門的知見、他社の社外取締役としての豊富な経験・知見、及び同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有していることから、当社は、同氏を委員として選任しました。さらに、当社は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、取締役会は当該取引条件による取引に賛同しないものとすることを決議いたしました。なお、本特別委員会の委員長は、委員間の互選により阿部功氏が選任されており、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬又は稼働時間に時間単価を乗じて算出するもののいずれかとされており、YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社は、2025 年 2 月 11 日に、取締役会決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮詢し、これらの点について 2025 年 4 月 10 日付答申書を当社取締役会に提出することを嘱託いたしました。また、併せて、当社は、本特別委員会に対し、(a) 当社の費用負担の下、YAGEO 公開買付け及び対抗提案に係る調査（当社の役員若しくは従業員又はアドバイザー等に対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、検討及び判断に必要な情報について説明又は助言を求めることが含む。）を行う権限、(b) 当社が YAGEO 又は対抗提案者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、YAGEO 又は対抗提案者との協議又は交渉方針に関する指示又は要請を行うこと、及び、自ら YAGEO 又は対抗提案者との間で協議又は交渉を行うことを含む。）、並びに (c) 適切な判断を確保するために、当社のアドバイザー等を指名・承認（事後承認を含む。）し、必要に応じて独自のアドバイザー等を選任する権限（なお、本特別委員会が独自のアドバイザー等を選任する場合の費用は当社が負担し、本特別委員会は、当社のアドバイザー等に対しても専門的助言を求めることができる。）を与えることを決議しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年2月14日より2025年4月9日までの間に合計19回開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行っております。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができる事を確認いたしました。また、本特別委員会は、当社が社内に構築したYAGEO取引及び対抗提案の検討体制（YAGEO取引及び対抗提案に係る検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。さらに、本特別委員会は、2025年2月25日開催の特別委員会において、独自のファイナンシャル・アドバイザーとして、山田コンサルを選任し、独立性及び専門性に問題がないことを確認いたしました。

その上で、本特別委員会は、当社から、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引の目的や意義、当社事業に対する影響等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引から想定されるシナジー・ディスシナジーの内容等を中心に質疑応答を行い、YAGEOから、YAGEO取引の目的及び背景、YAGEO取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、YAGEO取引から想定されるシナジーの内容、2025年2月26日付で当社がYAGEOに対して送付した「ご質問状」及び2025年3月19日付で当社がYAGEOに対して送付した「ご質問状（2）」における回答内容の補足説明等に関する質疑応答を行うとともに、ミネベアミツミから、ミネベアミツミ取引の目的及び背景、ミネベアミツミ取引後の経営方針等についてインタビュー方式及び書面で説明を受け、ミネベアミツミ取引から想定されるシナジーの内容等を中心に質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、本事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しております。

さらに、本特別委員会は、野村證券及び山田コンサルから、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引の条件等の内容、協議・交渉の経緯及び当社の株式価値算定についての説明を受けるとともに、北浜法律事務所から、YAGEO取引及びミネベアミツミ取引の手続面における公正性を担保するための措置並びにYAGEO取引及びミネベアミツミ取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。

本特別委員会は、当社から、当社とYAGEOとの間におけるYAGEO取引及び当社とミネベアミツミとの間におけるミネベアミツミ取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、ミネベアミツミ公開買付価格につき、2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「(2)ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社がミネベアミツミ公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、ミネベアミツミからミネベアミツミ公開買付価格を1株当たり4,500円とする旨の提案を受けるに至るまで、本特別委員会がミネベアミツミからミネベアミツミ公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券及び山田コンサルから受けた財務的見地からの助言も踏まえてミネベアミツミに対する交渉方針を審議・検討する等、ミネベアミツミとの交渉過程に実質的に關与いたしました。

当社は、2025年4月16日から2025年4月30日までに開催された計6回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容、価格交渉の状況等の追加諮問事項の検討に必要な情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、追加諮問事項について、慎重に協議及び検討を行いました。

そして、本特別委員会は、2025年4月10日以降ミネベアミツミ取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているかに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2025年4月10日付答申書の答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年5月1

日に、追加答申書を提出いたしました。

その後、当社は、2025年5月12日から2025年5月20日までに開催された計4回の特別委員会において、各委員に対して、ミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有し、本特別委員会は、当該提供された情報等を踏まえ、慎重に協議及び検討を行いました。そして、本特別委員会は、慎重に検討した結果、YAGEO取引に対しては、従前の質問状に対する回答や面談内容、YAGEO公開買付届出書等の内容を踏まえ、当社とYAGEOグループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO取引に対する追加質問を行うこととしました。以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年5月21日に、当社の取締役会に対して、2025年5月21日時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、2025年5月21日時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする2025年5月21日付追加答申書を提出いたしました。

その後、当社は、2025年6月3日から2025年8月13日までに開催された計7回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有いたしました。そして、本特別委員会は、2025年8月14日に、当社の取締役会に対して、2025年8月14日時点においてもミネベアミツミ取引は当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であることに変更はなく、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であること、また、YAGEOが当社株式の取得に係る外為法の承認を未だ取得していないものの、ミネベアミツミ公開買付価格はYAGEO公開買付価格を上回っていない等の事情から、引き続き、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当であるものの、2025年8月14日時点の情報に基づけば、YAGEOが当社株式の取得に係る外為法の承認の見込みが立っていない一方で、ミネベアミツミ公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、早期に現金化を希望するためミネベアミツミ公開買付けに応募する株主の判断は合理性が認められると考えられる旨、及び、2025年8月14日時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする2025年8月14日付追加答申書を提出いたしました。

その後、当社は、2025年8月26日から2025年9月12日までに開催された計3回の特別委員会において、各委員に対して、当社のミネベアミツミ取引及びYAGEO取引の検討状況・検討内容等の情報を適宜共有いたしました。また、本特別委員会は、YAGEO取引の検討過程において当社及びYAGEO間で実施した面談に複数回同席すると共に、2025年8月26日開催の特別委員会において、当社に対しインタビューを実施し、YAGEOとの面談やYAGEOとの相互の工場見学を踏まえたYAGEO取引の目的や意義、当社事業に対する影響等についての当社の考え方・意見について説明を受け、YAGEO取引から想定されるシナジー・ディスシナジーの内容等を中心に質疑応答を行いました。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、2025年9月16日に、当社の取締役会に対して、大要以下の内容の2025年9月16日付追加答申書を提出しております。

(a) 答申内容

当社取締役会は、YAGEO 公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対して YAGEO 公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである。YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引は当社の少数株主にとって不利益なものではない。

(b) 答申理由

a YAGEO 公開買付けについての検討

(ア) はじめに

- YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないかは、
①YAGEO 取引の目的の正当性・合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）、②YAGEO 取引の条件（YAGEO 公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性、③YAGEO 取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性の観点から、以下検討する。

(イ) YAGEO 取引の目的の正当性・合理性（企業価値の向上に資するかを含む。）

- YAGEO 取引に関する YAGEO の認識又は考え方

本特別委員会は、書面での質疑応答、当社と YAGEO との面談における YAGEO に対する質疑応答及び 2025 年 5 月 9 日付で YAGEO 公開買付届出書（その後の訂正を含む。）を通じて、YAGEO 取引に関する YAGEO の認識又は考え方が以下のとおりであることを確認した。

①YAGEO は（ア）製品ポートフォリオの強化、（イ）主要なエンドマーケットにおける市場機会の補捉、（ウ）当社の NTC サーミスターのグローバルでの販売拡大、（エ）より長期の、デザインインベースかつ収益性の高いビジネスの獲得、（オ）成長投資の加速をシナジーとして想定していること。

②YAGEO 取引後の経営方針として、YAGEO は当社の経営体制を、今後当社と協議の上で決定し、当社が 2024 年 5 月 20 日に公表した当社の中期経営計画に記載されている（ア）製品開発、（イ）生産性の向上及び（ウ）マーケティングのそれぞれに同意し、それらを実現するための支援をすること。

- YAGEO 取引に関する当社の認識又は考え方

本特別委員会は、書面での質疑応答並びに 2025 年 3 月 19 日開催の第 9 回特別委員会及び 2025 年 8 月 26 日開催の第 37 回特別委員会における当社に対する質疑応答を通じて、YAGEO 取引に関する当社の認識又は考え方が以下のとおりであることを確認した。

①以下のとおり、当社は、当初、YAGEO が想定する YAGEO 取引のシナジーは限定的であると考えていたが、当社と YAGEO は 2025 年 6 月 18 日に東京において、2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて台湾において面談を実施し、また、互いの工場を見学することで相互に理解を深めた結果、YAGEO 取引に関して一定のシナジーが認められるという結論に至ったこと。

一当社は、当社のカスタム製品の販売には、当社製品や技術に十分知見を持った当社の担当者が顧客と協働することが重要であること、YAGEO と当社の顧客には一部重複があると思われること、YAGEO と当社の顧客窓口はその製品の特性の違いから異なることが想定されること等から、YAGEO の営業販売網を活用して欧米市場の開拓を加速することは難しいと認識していたが、YAGEO との面談を通じて、欧米、そして中国において、YAGEO が広範な販売ネットワークを有しており、それらの顧客に対してカスタム製品の提供を含むトータルソリューションを提供していることについて、具体的な顧客情報の共有を受けた上で、理解を深めた結果、YAGEO の製品ポートフォリオに当社の製品を組み込むことによって、YAGEO の持つ営業販売網を活用した、特に欧米及び中国における当社のマーケティング強

化を図ることができると考えるに至ったこと。

－当社は、当社と YAGEO の取り扱う製品の特徴として、当社製品がカスタム品であり機械製品に組み込まれて使用されることが多いのに対し、YAGEO 製品は汎用品であり電気回路に使用されることが多いため、技術面でのシナジーについても限定的であると認識していたが、YAGEO の工場見学を通じて、YAGEO の小型化技術や大量生産技術を実際に確認し、理解を深めた結果、電気回路に使用される小型で大量生産が必要なタイプのサーミスターの製品開発の可能性や、YAGEO の基盤技術と当社の生産技術を組み合わせることで可能となる新しいセンサー製品の開発可能性を認識し、製品ポートフォリオの拡大を実現できると考えるに至ったこと。

－YAGEO との面談や相互の工場見学を通じて、YAGEO は当社が必要とする設備投資について柔軟にサポートする方針であることを確認し、また、YAGEO が今まで経営統合を実施した子会社に対する設備投資支援とその実績を確認し、当社としても YAGEO の設備投資支援を活用することによって、当社のリソースに制限されず、製品生産をより機動的かつ大規模に推進することができるようになると考えるに至ったこと。

②当社は YAGEO 取引のディスシナジーとして、当社が台湾企業の傘下になることの地政学的リスクや両者の企業文化の違いに起因し、従業員等の人材喪失リスクや取引先との従前の取引関係が維持されないリスク等を想定していたが、地政学的リスクの存在自体については否定できないものの、YAGEO はグローバルに製造拠点を有しており、また欧米の顧客と既に強固なネットワークを有していること、本 YAGEO 合意書を当社と YAGEO らの間で締結できたこと等を総合的に勘案し、YAGEO 取引のディスシナジーは限定的であると考えるに至ったこと。

③当社は、当社と YAGEO らの間で大要以下の内容の本 YAGEO 合意書を締結することで、YAGEO 取引によるシナジーが実現できる体制構築が可能であることを確認できること。

－YAGEO らは、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の企業目的、經營方針、独立性及び自律的な経営判断を最大限尊重し、当社グループの既存の事業を継続するとともに、その法人格を存続させる。

－YAGEO らは、当社グループの既存の事業戦略、事業計画、後継者計画を最大限尊重する。

－YAGEO らは、YAGEO 公開買付けの決済開始日後の当社グループの経営体制について、YAGEO 公開買付けの決済開始日以降も、当社の現行の社内取締役構成等を維持する。但し、当社は、YAGEO 取引の完了後は、YAGEO らが、当社及びその子会社の取締役の過半数を指名することを了承する。

－YAGEO らは、YAGEO 公開買付けの決済開始日後、当社グループの商号又は企業ロゴを変更しない。但し、当社と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

－YAGEO らは、YAGEO 公開買付けの決済開始日以降、原則として、YAGEO グループ又は当社グループをして、YAGEO 公開買付けの決済開始日時点における当社グループの従業員の雇用を維持する意思を現在有していることを確認し、当該時点における雇用条件について実質的に不利益となる変更を行わない。但し、当社と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

－YAGEO らは、YAGEO 公開買付けの決済開始日以降、YAGEO 公開買付けの決済開始日時点における当社グループの既存の取引先との取引及び関係性を維持・継続し、発展させるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する。

④当社は、YAGEO の 2025 年 8 月 27 日の外為法第 27 条第 1 項に基づく届出が受理され、2025 年 9 月 3 日より YAGEO Electronics Japan による当社株式の取得が可能となったことから、YAGEO 公開買付けの実現可能性が認められると考えていること。

- ・本特別委員会としての評価

上記を踏まえ、慎重に審議・検討をしたところ、本特別委員会としては、YAGEO 取引に関する YAGEO の認識又は考え及び YAGEO 取引に関する当社の認識又は考えについていざれも特に指摘すべき問題点や懸念が見当たらない。

本特別委員会としては、当社の従前の経営体制や従業員及び取引先等の各ステークホルダーとの関係性を維持し、これに YAGEO の持つ営業販売網や小型化技術・大量生産技術、及び YAGEO による設備投資支援を組み合わせることで YAGEO 取引のシナジーが実現できると考えるところ、本 YAGEO 合意書からは(a) YAGEO らが当社の経営理念・経営体制を尊重すること、(b) 当社グループの商号等を原則として維持すること、(c) 原則として、当社グループの従業員の雇用を維持する意思を現在有しております、雇用条件の不利益変更を行わないこと、(d) 当社グループの既存の取引先との関係性の維持・発展に努めることが確認でき、当社は YAGEO 取引後も経営体制や従業員及び取引先等の各ステークホルダーとの関係性が維持できる可能性があることから、YAGEO 取引によるシナジーが実現できる体制構築が可能であるとの当社の見解は合理的と考える。

また、YAGEO 取引の意義及び目的並びに YAGEO 取引後の経営方針に関する YAGEO の説明は一定の具体性を有しております、YAGEO 取引にメリットが認められる。当社は、当初、YAGEO 取引によるシナジーは限定的であり、ディスシナジーが生じると考えていたものの、当初の想定よりもシナジーが見込め、ディスシナジーの発生は限定的と考えるに至っているが、かかる見解は YAGEO と当社の間の複数回の面談及び両者の工場の見学を経て形成されたものであることから具体的であり、不合理な点は認められない。また、YAGEO 公開買付けの実現可能性は認められる。

したがって、YAGEO 取引の目的は当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であると考える。

(ウ) YAGEO 取引の条件（YAGEO 公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性

以下の点より、YAGEO 公開買付価格その他の YAGEO 取引に係る取引条件は公正な条件であると考えられる。

- ・YAGEO 公開買付価格

YAGEO 公開買付価格 7,130 円は、以下のとおり、山田コンサル及び野村證券による株式価値算定結果における各算定手法に基づく算定結果の上限を大幅に上回っていること(②)、当社の株価変動のきっかけとなった YAGEO 予告公表プレスリリースが公表される直前の 2025 年 2 月 5 日の東京証券取引所における当社株式の終値並びに同日までの過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均株価を大幅に上回る金額であること(③)、YAGEO 取引に類似する過去事例におけるプレミアム水準を大幅に上回るプレミアムが付されていると認められること(④)、YAGEO 公開買付価格はミネベアミツミ公開買付価格を大幅に上回る金額であること(⑤)を踏まえると、一定の合理性があり、相当な価格であると考える。

①山田コンサル及び野村證券が株式価値を算定するにあたり前提とした当社の事業計画（2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期まで）について、当該事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられなかったこと。

②本特別委員会は、山田コンサル及び野村證券の株式価値算定について山田コンサル及び野村證券が本特別委員会に行った説明に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断できるところ、YAGEO 公開買付価格は、山田コンサル及び野村證券の株式価値算定結果における市場株価法又は市場株価平均法、DCF 法及び類似会社比較法に基づく 2025 年 2 月 5 日

又は2025年4月9日を算定基準日とする算定結果の上限を大幅に上回っていること。

- ③YAGEO公開買付価格は、当社の株価変動のきっかけとなったYAGEO予告公表プレスリリースが公表される直前の2025年2月5日の東京証券取引所における当社株式の終値3,135円に対して127.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において、同じ。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,209円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において、同じ。）に対して122.19%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値3,247円に対して119.59%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値3,279円に対して117.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていること。
- ④YAGEO公開買付価格には、「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表の国内上場企業を対象とし、かつ、成立した非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例（公開買付者（特別関係者を含む。）の議決権保有比率が一定以上である取引、MBO取引等を除く。）におけるプレミアムの実例59件（プレミアムの水準の中央値は、公表日の前営業日の終値が47.92%、直近1ヶ月間が53.47%、直近3ヶ月間が55.45%、直近6ヶ月間が54.65%である。）のプレミアム水準を大幅に上回るプレミアムが付されていると認められること。
- ⑤YAGEO公開買付価格はミネベアミツミ公開買付価格（6,200円）よりも大幅に高い金額であること。

- YAGEOスクイーズアウト手続において少数株主に交付される金額

YAGEOスクイーズアウト手続において、YAGEO公開買付けに応募されなかった当社の株主（YAGEO Electronics Japan及び当社を除く。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、YAGEO公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることから、YAGEO公開買付価格と同様の考え方により、当該金銭の額は一定の合理性があり、妥当性を欠く水準とまでは認められない。

- YAGEO取引のスキームの妥当性

YAGEO取引において採用されている、一段階目として、公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は本株式併合によるスクイーズアウトを実行するというスキームは、非公開化の手法として一般的に採用されている手法であり、YAGEO公開買付価格に不満のある当社株主は、裁判所に対する株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。また、下記「(エ)YAGEO取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性」に記載のとおり、YAGEO公開買付けにおいては強圧性が生じないよう相当程度配慮していることも踏まえて、YAGEO取引の方法に不合理な点は認められず、妥当であると考える。

(エ)YAGEO取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

以下の点より、YAGEO取引に至る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えられる。

- 本特別委員会の設置

以下のとおり、本特別委員会は、YAGEO取引の検討手続において有効に機能したものと考えられること。

- ①当社は、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、YAGEO予告公表プレスリリースの公表後可及的速やかに本特別委員会を設置し、諮問を行っていること。

- ②本特別委員会は、YAGEO グループ及び YAGEO 取引の成否からの独立性が認められ、諮問事項を検討するために必要な経験及び知見を備えた当社独立社外取締役 1 名、当社独立社外監査役 1 名及び社外有識者 1 名の合計 3 名で構成されていること。
- ③本特別委員会において、2025 年 2 月 14 日から 2025 年 9 月 16 日までの間に合計 39 回にわたり審議を重ねたこと。
- ④本特別委員会は、当社の YAGEO に対する質問状を事前に検討し、YAGEO に対するヒアリングを行って YAGEO の見解を確認した他、当社と YAGEO との間の面談に同席し、これらを踏まえて、YAGEO 取引に対する検討を行い、意見形成をしていること。
- ⑤当社及び本特別委員会が YAGEO との間で YAGEO 公開買付価格に関する価格交渉を行っていたものではない。しかし、YAGEO 公開買付価格は、以下の経緯でミネベアミツミ公開買付価格の引き上げに応じて引き上げが行われている。そして、YAGEO 公開買付価格の引き上げの都度、本特別委員会の要請を踏まえて当社はミネベアミツミに対してミネベアミツミ公開買付価格引き上げの意向を確認し、当社の意向確認を受けてミネベアミツミはミネベアミツミ公開買付価格を引き上げていることから、本特別委員会の実質的な関与の下、YAGEO とミネベアミツミとの間でそれぞれの公開買付価格に関する価格競争が行われ、実質的な価格交渉が行われてきたものと認められること。

ミネベアミツミは 2025 年 4 月 10 日にミネベアミツミ公開買付価格を YAGEO 公開買付価格（4,300 円）よりも高い 4,500 円としてミネベアミツミ公開買付けを開始予定であること

を公表したところ、YAGEO は同月 17 日に YAGEO 公開買付価格を 5,400 円に引き上げた。

上記の YAGEO 公開買付価格の引き上げに対して、ミネベアミツミはミネベアミツミ公開買付価格を 5,500 円に引き上げた上で同年 5 月 2 日よりミネベアミツミ公開買付けを開始したところ、YAGEO は YAGEO 公開買付価格を 6,200 円に引き上げた上で同月 9 日から YAGEO 公開買付けを開始した。

上記の YAGEO 公開買付価格の引き上げに対して、ミネベアミツミは同年 8 月 14 日にミネベアミツミ公開買付価格を 6,200 円に引き上げたところ、YAGEO は同月 21 日に YAGEO 公開買付価格を 6,635 円に、続いて同月 23 日に 7,130 円に引き上げた。

・本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会が諮問事項の検討を行うにあたり、当社及び YAGEO グループから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルを選任し、同社から、当社の株式価値の算定、YAGEO との交渉に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2025 年 4 月 9 日付で山田コンサルから株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（山田コンサル）」という。）を取得したこと。なお、本特別委員会は、山田コンサルから 2025 年 4 月 10 日から 2025 年 9 月 16 日付答申書作成日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（山田コンサル）の妥当性に影響を与える前提事実に大きな変更はない旨の説明を受けている。

・当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

以下のとおり、専門性を有する独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得していること。

- ①当社が YAGEO 公開買付価格の公正性その他 YAGEO 取引の公正性を担保すべく、当社及び YAGEO グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認

したこと。

②当社が野村證券から、当社の株式価値の算定、YAGEOとの交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2025年4月9日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得したこと。なお、本特別委員会は、野村證券から2025年4月10日から2025年9月16日付答申書作成日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（野村證券）の妥当性に影響を与える前提事実に大きな変更はない旨の説明を受けている。

- ・当社における独立した法律事務所からの助言

以下のとおり、外部専門家の独立した専門的助言を取得していること。

①当社がYAGEO公開買付価格の公正性その他YAGEO取引の公正性を担保すべく、当社及びYAGEOグループから独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認したこと。

②その上で、当社が北浜法律事務所から、YAGEO取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、YAGEO取引の諸手続並びにYAGEO取引に係る当社の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けたこと。

- ・山田コンサルによる株式価値算定に影響が生じることを回避するための措置

本特別委員会において、山田コンサル及び野村證券から、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、山田コンサルによる説明及び質疑応答の際には野村證券は参加しない運用とし、本特別委員会における当社株式の価値算定に関する検討について当社からの独立性を維持し、当社から不合理に影響が生じることを回避するための措置が講じられたこと。

- ・当社における独立した検討体制の構築

当社の検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことを承認したこと。

- ・積極的なマーケット・チェックの実施

以下のとおり、マーケット・チェックが競争環境を確保しつつ、公正かつ実効的に実施されたこと。

①当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模索するため、企業買収行動指針を踏まえ、積極的なマーケット・チェックとして、2025年1月中旬以降、野村證券を通じて潜在的な候補者である事業会社9社に対して完全子会社化に関する打診を行い、かかる潜在的な候補者のうち当社株式の取得に関する意向表明書を提出したミネベアミツミによりミネベアミツミ公開買付けが開始されたこと。

②ミネベアミツミ公開買付価格が複数回引き上げられたことを受けて、YAGEO公開買付価格も引き上げられ、結果として、最終的なYAGEO公開買付価格はミネベアミツミ公開買付価格である6,200円よりも高い7,130円に変更されたことから、上記のマーケット・チェックが競争環境を確保しつつ、公正かつ実効的に実施されたものであると評価することができる。

- ・他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以下のとおり、他の買付者からの買付機会が妨げられておらず、確保されていること。

①当社及びYAGEOは、当社がYAGEO以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行われておらず、対抗的買収提案者による対抗的な買付け等を行う機会が妨げられていないこと。

②YAGEO公開買付けに係る公開買付期間は92営業日（YAGEO予告公表プレスリリースの公表日から起算した場合、YAGEO公開買付けの終了まで153営業日）であることから、対抗的買収提案者による対抗的な買付け等を行う機会が確保されていること。

- ・当社の株主がYAGEO公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

以下のとおり、当社の株主がYAGEO公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置が講じられていること。

①YAGEO Electronics Japanは、(i)株式売渡請求又は本株式併合を行う予定であり、当社の株主に対して、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)YAGEO公開買付けに応募しなかった当社の株主に対しては、YAGEO公開買付価格に当社の各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であること。

②YAGEO公開買付けに係る公開買付期間は92営業日（YAGEO予告公表プレスリリースの公表日から起算した場合、YAGEO公開買付けの終了まで153営業日）であることから、当社の株主に対してYAGEO公開買付けに対する応募につき適切な判断機会が確保されていること。

③YAGEO Electronics Japanは、YAGEO公開買付けにおいて、買付予定数の下限を7,623,200株と設定し、(i)応募株式の数の合計が7,623,200株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii)YAGEO公開買付けの公開買付期間中に応募株式の数の合計が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長することを予定していることから、YAGEO Electronics Japanは、これにより、YAGEO取引の是非に関する意思表示(賛否)と、YAGEO公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除できること。

- ・買付予定数の下限の設定

以下のとおり、買付予定数の下限の設定について強圧性が生じないように配慮がされていること。

①YAGEO公開買付けにおける買付予定数の下限は7,623,200株であり、YAGEO公開買付け成立後にYAGEOが当社の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定されておらず、YAGEO公開買付け成立後のスクイーズアウトが確実に実行できるスキームになつてはいない。

②もっとも、仮にYAGEO公開買付け成立後にYAGEO Electronics Japanが所有する当社株式数が買付予定数の下限(7,623,200株)であったとしても、本株式併合に係る議案の決議成立に必要な当社株式数は、所有割合にして、当社の直近5期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値(約86%)に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた割合(約57%)に相当する水準であると考えられること、本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使すると見込まれる当社株式数は、所有割合に換算して61.59%に達すると見込まれことから、本株式併合に係る議案の可決要件を満たすと予想される。

③また、仮に、YAGEO公開買付けが成立したものの、YAGEO Electronics Japanが当社の総株主の議決権の3分の2以上に相当する当社株式を所有するに至らなかつたために当社の臨時株

主総会において本株式併合に係る議案が否決された場合、YAGEO Electronics Japan は本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に 3 分の 2 を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで当社株式を追加取得する予定であり、当該追加取得において、YAGEO Electronics Japan が当社の株主に対して支払う対価は、YAGEO 公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格とする予定である。

(オ) YAGEO 取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か

YAGEO 取引の目的が当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であると考えられること、YAGEO 取引を前提とした YAGEO 公開買付価格その他の取引条件は公正かつ妥当であること、YAGEO 取引に至る交渉過程等の手続が公正であると考えられると踏まえると、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられる。

b 総括

上記「a YAGEO 公開買付けについての検討」に記載のとおり、YAGEO 公開買付けは、当社の企業価値向上に資すると考えられ、その取引条件も妥当であり、少数株主を含む当社株主の利益を図る観点から公正な手続も実施されている。そこで、本特別委員会は、当社は YAGEO 公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対して YAGEO 公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、YAGEO 取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

⑤ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は 2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 算定機関の名称並びに当社及びミネベアミツミとの関係」に記載のとおり、本特別委員会は、本特別委員会への諮問事項について検討するにあたり、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ、本応募合意株主及び当社から独立した第三者算定機関として、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対して、当社株式の株式価値算定書を依頼し、2025 年 4 月 9 日付で、本株式価値算定書（山田コンサル）を取得いたしました。

なお、当社及び YAGEO Electronics Japan において、YAGEO 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることを踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていることから、当社は、山田コンサルから YAGEO 公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、山田コンサルは、YAGEO、ミネベアミツミ、AP グループ、本応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引及びミネベアミツミ公開買付けを含むミネベアミツミ取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引に係る山田コンサルに対する報酬には、YAGEO 取引又はミネベアミツミ取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

本株式価値算定書（山田コンサル）の概要については、2025 年 5 月 1 日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースの「3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、北浜法律事務所から得た法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言、本株式価値算定

書（野村證券）及び本株式価値算定書（山田コンサル）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から入手した2025年9月16日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、YAGEO公開買付けを含むYAGEO取引が当社の企業価値の向上に資するか否か慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、YAGEO公開買付けを含むYAGEO取引が当社の企業価値の向上に資すると判断し、2025年9月16日開催の当社取締役会において、2025年9月16日時点における当社の意見として、YAGEO公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役7名の全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、利害関係を有しない当社の監査役3名（うち社外監査役2名）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

YAGEO Electronics Japanは、2025年10月27日（YAGEO公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の親会社に該当することとなったため、本株式併合に係る取引は支配株主との取引等に該当いたします。当社が2025年6月16日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。

本株式併合の決定を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) YAGEO取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) YAGEO取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) YAGEO取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は2025年9月16日付で、本特別委員会より、YAGEO取引が当社の少数株主にとって不利益ではない旨を内容とする2025年9月16日付答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) YAGEO取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。なお、2025年9月16日付答申書は、本株式併合に係るYAGEO取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際しては、支配株主と利害関係を有しない者

からの意見を改めて取得しておりません。

II. 単元株式数の定めの廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなることによるものです。

2. 廃止予定日

2026年1月15日（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款の一部変更に係る議案（詳細は下記「III. 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

III. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者はYAGEO Electronics Japanのみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主はYAGEO Electronics Japanのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生予定日である2026年1月15日に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,360</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、28株とする。
第7条 (条文省略) <u>(単元株式数)</u> <u>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。</u>	第7条 (現行どおり) (削除)
<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利	(削除)
第10条～第12条 (条文省略) <u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	第8条～第10条 (現行どおり) (削除)
第14条 (条文省略) <u>(電子提供措置等)</u> 第15条 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	第11条 (現行どおり) (削除)

第16条～第40条 (条文省略)

第12条～第36条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

2026年1月15日(予定)

以 上